

## 東京大学入試企画室内規

令和3年10月21日  
総長 裁定

### (設置)

第1条 東京大学基本組織規則第18条に規定する室として、入試企画室（以下「室」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 室は、本学の前期課程への入学試験（以下「入試」という。）について、入試の基本方針、入試システムの改善方策に係る企画立案及び入試をめぐる全学的な中長期的課題の検討を行う。

2 室は、必要に応じて、総長、入試を担当する理事及び入試監理委員会に対し、前項に係る施策を提案する。

### (組織)

第3条 室に、室長、副室長及び室員を置く。

### (室長)

第4条 室長は、総長が指名する副学長をもって充てる。

2 室長は、室の任務を総括する。

### (副室長)

第5条 副室長は、室員のうちから室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故がある時はその職務を代行する。

### (室員)

第6条 室員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 入試を担当する副学長
- (2) 教養学部から推薦された教員
- (3) 総長補佐 若干名
- (4) 高大接続研究開発センターの教員 若干名
- (5) 教育・学生支援部長
- (6) その他室長が必要と認める役員及び教職員 若干名

### (事務)

第7条 室の事務は、本部入試課において処理する。

### (補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この裁定は、令和3年11月1日から実施する。